

# 公益社団法人福島県私学振興会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福島県私学振興会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、福島県内における私立学校教育の振興のため必要な資金の貸付又は助成を行い、もって教育文化の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福島県内の私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、専修学校及び各種学校並びに認定こども園（以下「私立学校等」という。）に対し、施設又は設備の整備に必要な資金を貸付若しくは助成金を交付すること。
- (2) 私立学校等の経営に必要な資金を貸付けること。
- (3) 私立学校等の教育の振興を目的とする事業を行う者に対し助成金を交付すること。
- (4) 教職員の研修、福利厚生その他私立学校等教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について助成金を交付すること。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、総会の決議を得た貸付業務規程及び助成業務規程により行うものとする。

3 第1項の事業は、福島県において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (会員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 福島県内に私立学校等を設置する団体又は個人で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した地方公共団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会で別に定める「入会及び退会に関する規則」に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時、会員は、総会で定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意につでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

##### (構成)

第11条 総会は、総正会員をもって構成する。ただし、特別会員及び賛助会員は総会に出席し意見を述べることができる。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

##### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 貸付業務規程の改廃
- (7) 助成業務規程の改廃
- (8) 会費等に関する規則の改廃
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第13条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

##### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者又は当該議事につきあらかじめ届け出た代理人（当該正会員たる学校法人の役員又は教職員に限る。）に委任した者は、出席とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選出する議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもつて同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでを任期とし、その権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める「役員等の報酬規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第26条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事の相談に応じること。
- (2) 会員の運営について必要な助言をする。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) 諸規程（貸付業務規程、助成業務規程及び会費等に関する規則を除く）の制定改廃

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  
（議長）

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。  
（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

（財産の管理及び運用）

第33条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める「財産管理運用規程」によるものとする。

（経費の支出）

第34条 この法人の経費は、資産及び借入金をもって支弁する。

（事業年度）

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(義務の負担)

第38条 予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは総会の決議を経なければならない。借入金（その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第37条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福島県において発行する福島民友新聞及び福島民報新聞に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、職員を指揮監督し、事務を統括する。
- 4 事務局長等の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 6 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 雜則

### (秘密の保持)

第46条 役員その他この法人の職務に従事する者は、その職務上知り得た秘密事項を在職中及び退職後においても他に洩らしてはならない。

### (虚偽の排除)

第47条 会員その他の者でこの法人から資金の貸付又は助成金の交付を受けた者が、この法人に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、貸付金若しくは助成金を返還させ又は以後の資金の貸付若しくは助成金の交付を停止することができる。

### (委任)

第48条 この定款の施行細則は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は森涼とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

#### 附 則

この定款は、平成25年度臨時総会（平成26年2月27日）の決議がなかった日から施行する。

#### 附 則

この定款は、平成27年度総会（平成27年6月26日）の決議がかった日から施行する。